

回覧

町の福祉（高齢者）サービスを紹介します

町では、介護予防・日常生活支援総合事業として、次のようなサービスが申請により利用できます。

在宅介護手当の支給

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などを介護している人へ介護手当を支給します。

対象者：在宅で、要介護4および5の高齢者または重度障害者を3か月以上介護している人

※重度障害者は判定により決定します。

支給額：月額10,000円（年2回、1月と7月に支給）

配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、昼食を自宅まで配達します。

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度障害者

※対象者は判定により決定します。

内容：（月）～（金）の昼食を配達 ※祝日、盆、年末年始は休み

利用料：1食300円

生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

家族がやむを得ない理由により、対象者の生活習慣の指導や支援ができないときに一次的に養護老人ホームなどに宿泊できます。

対象者：基本的な生活習慣が困難な高齢者など ※介護保険対象者は除く

内容：養護老人ホームなどへ宿泊（原則7日以内） 利用料：1日につき1500円

おおき住みよか事業

在宅で生活する高齢者などに配慮した住宅に改造するための資金の一部を助成します。

対象者：介護保険の認定を受けた人や重度障害者で、その世帯の生計中心者の住民税と所得税が非課税の人

助成額：300,000円以内（1回のみ）

家族介護用品（紙おむつ）の給付

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などで、紙おむつを必要とする人に紙おむつを給付します。

対象者：在宅で生活している寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者

※対象者は判定により決定します

内容：月額5,000円を限度に給付券を支給

給付券の使用：町と契約を結んだ事業所

日常生活用具の給付又は貸与

ひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付及び貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

品目	対象者	個人負担
火災警報器	おおむね65歳以上の寝たきり、ひとり暮らし高齢者など （低所得者に限る）	生計中心者の 所得税額 により利用 者負担があ ります
自動消火器		
電磁調理器	おおむね65歳以上であり、心身機能の低下に伴い防火などの配慮をしなければならない高齢者など	
緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など※判定あり	

はり・きゅう・あん摩等施術費の助成

はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧などを受けるときに施術費の一部を助成します。

対象者：町内に住所を有する人

利用回数：1人につき月5回以内を原則とし、年間15枚まで

助成額：町内施術所を利用する場合は、施術料金の2分の1を助成

（ただし1,100円を上限とする）

町外施術所を利用する場合は、施術料金の4分の1を助成

（ただし、600円を上限とする）

生活支援ホームヘルプサービス

日常生活の支援が必要な高齢者などに対して生活支援ホームヘルパーを派遣します。

対象者：介護保険の要支援1・2認定者または事業対象者と判定された人

内容：炊事・洗濯・掃除・買い物など
（週2時間まで）

利用料：45分 200円

もみじ倶楽部

（介護予防・日常生活支援通所型サービス）

ひとり暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者などに対し、通所によりサービスを提供し、要介護状態になることを予防します。

対象者：介護保険の要支援1・2認定者または事業対象者と判定された人

内容：介護予防体操・レクリエーション
（送迎あり）

利用料：550円/回（昼食・おやつ代）・
材料費を集めることもあります。

実施場所：大木町健康福祉センター

問合せ先 大木町役場健康福祉課 32-1060

大木町地域包括支援センター 33-0657

高齢者福祉の相談は 地域包括支援センターへ！！

権利を守ること (権利擁護)

- 悪質な訪問販売で困っている
- お金の管理に自信がなくなってきた
- 虐待にあっている
- 虐待を受けている人がいる



地域包括支援センターでは、
主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士を中心に、
チームとして総合的に高齢者を支援します。



暮らしやすい 地域のために

住み慣れた地域で安心して
生活することができるように、
さまざまなサービスをご案内
します。

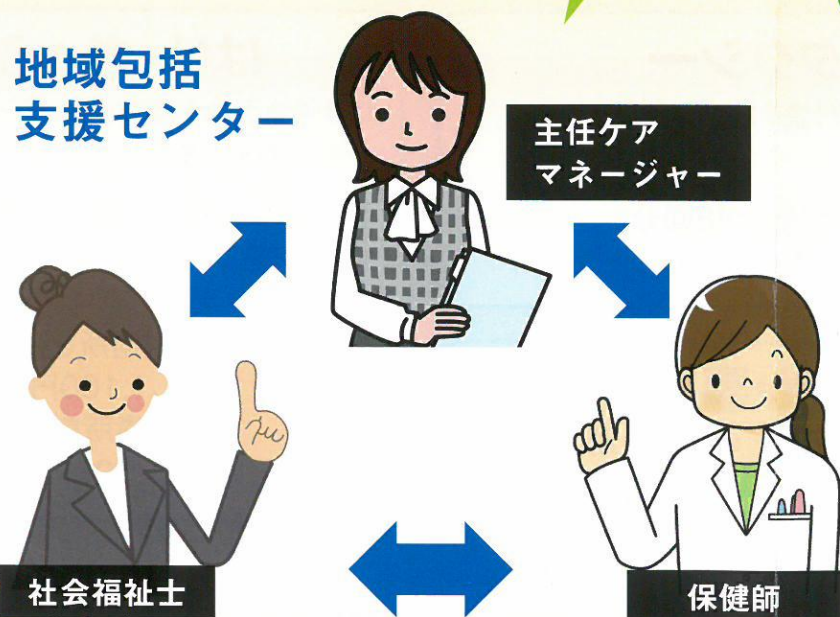


介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

- 介護のサービスを受けたい
- 介護保険の申請をしたい
- 物忘れが進んできたかも…
- 身体機能に不安がある



地域包括
支援センター



さまざまな 相談ごと

- 近所の高齢者が心配…
- 困ったときにはどんなサービスを受けられるの？
- 介護サービスに不満がある



不明な点は、お気軽にご相談ください！



大木町役場

0944-33-0657 (直通)

地域包括支援センター

介護保険の申請の仕方

※申請から認定まで1か月～1か月半かかります。

① 申請 福祉課で申請できます。申請は本人のほか家族でも大丈夫です。

必要なもの

- 介護保険被保険者証
(40～64歳の方は健康保険証)
- 主治医医療機関名、主治医名がわかるもの
(かかりつけ医を確認しておきましょう)

② 調査

ご自宅(病院・施設)に訪問調査員が生活状況の聞き取りやご様子の確認にきます。

③ 審査

一次判定

訪問調査の結果を全国統一基準でコンピューター分析し、判定します。

二次判定

一次判定や主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

④ 認定

非該当

介護保険のサービスは利用できませんが町のサービスを利用することができます。

要支援1・2

大木町地域包括支援センターが担当します。

要介護1～5

居宅介護支援事業所が担当します。